

【退職会員に移行するためには】

「退職会員資格取得届」と「脱退届」の用紙は、この広報と一緒に各学校にお届けしています。事務室でお問い合わせください。

□ 退職会員に移行する条件は、次の三つです。

1. 退職時に本会の現職会員であること
2. 55歳以上の退職であること
3. 出資金を拠出すること

□ 現在、配偶者とともに二口である方

- ・二口で退職会員に移行することができます。その場合、当然二人分の出資金が必要です。
- ・配偶者の年齢は問いません。
- ・配偶者は退会し、自分だけ移行することも可能です。ただし、自分は退会し配偶者だけを移行させることはできません。

□ 退職会員に移行される方

- ・2・3月中に「退職会員資格取得届」を学校の事務室までご提出ください。
- ・出資金については、退職後の4月末に本会事務局より個別に納入額や納入方法等について案内させていただきます。

□ 退会を希望される方

- ・「脱退届」を2・3月中に学校の事務室までご提出ください。なお、現職会員時に積み立てていただいた積立金の返金は事務手続き上5月末の返金となることをご理解願います。

【退職時一度だけの負担で生涯の安心を～出資金について】

出資金は終身会費です

出資金は退職時に一括して納めていただきます。その後、会費のようなものを納める義務はありません。退職会員としての資格は終身に及びますので、出資金は終身会費に相当します。

現職会員として積み立てた積立金は全額出資金にあてられます

掛金積立額が出資金額を上回る場合は、余剰金は全額お返しします。これを「返戻金」と称しています。近年は、残念ながら積立額が出資金額に達しない方がほとんどですが、その場合は不足金額を「調整金」として納めていただきます。いくら納めていただくか、どのような方法で納めていただくかといったことは、前述したように退職後4月末に事務局よりご自宅に案内させていただきます。

出資金はいくらか

出資金額は理事会で決定されます。29年度の出資金額は11月の第234回理事会で次のように定められました。

- ・60歳の基準年齢で「89万円」とする。
 - ・61歳以上であれば、1歳ごとに2万円の減額
 - ・60歳未満であれば、1歳ごとに3万円の増額
- この出資金額は、24年度から変更ありません。

出資金は返却されません

終身会員ですから、納入された出資金は返却されません。従って、退職会員には退会の規定はありません。

ただし、25年度の退職会員移行者からは「退職の翌日から3カ月以内」であれば、出資金の納入後であっても「退職会員資格取得届」の提出を取り消すことができることといたしました。その場合、出資金は当然返却されます。

【療養補助金給付の現状】

◎ 給付の対象

- ・公的医療保険（国民健康保険や公立学校共済組合など）による診療での実質自己負担額が

対象です。

- ・保険診療であればすべてが対象となります。
- ・逆に、保険診療外（例えば、入院時の差額ペ